

浜松市立北浜東部中学校PTA規約

第1章 総則

- 第1条 本会は、浜松市立北浜東部中学校PTAといい、事務局を浜松市立北浜東部中学校に置く。
- 第2条 本会は、北浜東部中学校の生徒の保護者と本校に勤務する教職員をもって組織する。
- 第3条 本会の目的は、次の通りとする。
- (1) 学校、家庭、地域社会との連携を密にして、生徒の全人的育成に努める。
 - (2) 会員の教養の向上と、相互の親睦を図る。
 - (3) 地域社会における教育環境の改善と充実に努める。
- 第4条 本会は、生徒の福利のために活動する他の社会教育団体、または関係機関と協力する。

第2章 事業

- 第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 会員の文化意識の高揚を図る。
 - (2) 生徒の校外生活の安全と向上を図る。
 - (3) 教育環境の整備を図る。
 - (4) 会員相互の親睦を図る。
 - (5) その他、必要な事業。
- 第6条 前条の事業を遂行するために、次の事業部を設ける。
- (1) 広報部 PTA活動PR、ボランティア募集等
 - (2) 活動応援部 学校行事・生徒活動の応援
 - (3) 環境整備部 学校教育環境の整備

第3章 役員

- 第7条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 4名 (内、校長・母親代表各1名を含む)
 - (3) 庶務 3名 (P 2名、T 1名)
 - (4) 監事 2名
 - (5) 学年委員 学級数×2名
- 第8条 本会の役員を選出は、次の方法による。
- (1) 会長・副会長・庶務は、選考委員会で選出し、総委員会において承認し、総会で報告する。
 - (2) 学年委員は、各学年から学級数×2名を選出する。但し、立候補のない場合は、抽選により選出するものとする。

※立候補者がいない場合における学年委員選出においては、以下を免除するものとする。

- ①会長・副会長・庶務を経験した家庭
 - ②学年委員を経験した家庭(ただし当該生徒の在学中に限る)
- (3) 監事は前年度の庶務が就任することとする。

第9条 役員の任期は、1年間とする。但し、再任された場合は再任を妨げないが、3年以上その同一役職に就任することはできない。原則として副会長1名は、次年度の会長に就くこととする。教職員については、前記に関係なく就任することができる。補欠役員は前任者の残任期間とする。

第4章 役員の任務

第10条 本会の役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を処理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、事業部の部長を兼務する。会長不在の場合は、これを代行する。
- (3) 庶務は、会長・副会長を補佐し、予算の定めるところにより経理を行い、総会にその結果を報告する。
- (4) 監事は、年度末に経理監査を行い、総会にその結果を報告する。
- (5) 学年委員は、総委員会を組織するとともに各事業部に所属し事業の推進に当たる。尚、学年委員より各事業部の副部長を選出し、部長の補佐に当たる。
- (6) 学年委員が、学年会計の監査を行う。

第5章 会議

第11条 総会は、会長が召集し年1回開く。但し、必要に応じて、臨時に総会を開くことができる。

第12条 総会は、次の事項を行う。

- (1) 会計の報告
- (2) 予算・決算の承認
- (3) 規約の変更
- (4) その他、重要事項の協議

第13条 総会の決議は、出席者の過半数を必要とする。

第14条 総委員会は、総会に次ぐ決議機関で、規約に基づいて会務を処理する。

第15条 総委員会は、正副会長、庶務、学年委員、教頭、教務主任、担当教員をもって構成する。

第16条 常任委員会は、会務の円滑な運営のためにこれを置く。

第17条 常任委員会は、正副会長、庶務、教頭、教務主任、担当教員をもって構成する。

第18条 本会の目的達成のため、また会務の処理をするため、各種委員会は必要に応じて随時開催する。

第6章 会計

第19条 本会の経費は、事業収入及び自発的な寄付金をもって充てる。

第20条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 附則

第21条 各種必要な細則は、総委員会において定めることができる。

第8章 規約の実施

第22条 この規約は、昭和55年5月7日より実施する。

昭和61年5月8日 一部改正
昭和62年5月15日 一部改正
平成5年4月28日 一部改正
平成6年5月9日 一部改正
平成10年5月1日 一部改正
平成16年4月30日 一部改正
平成16年5月2日 一部改正
平成20年5月2日 一部改正
平成30年5月2日 一部改正
令和3年4月28日 一部改正
令和4年5月 日 一部改正

役員選考委員会 細 則

第1条 規約第7条に規定する役員の指名に係わる事務の円滑を図るため役員選考委員会を置く。

第2条 本委員会の構成と会合

- (1) 本委員会は、正副会長、庶務、担当教員をもって構成する。
- (2) 本委員会に委員長1名、副委員長1名を互選により置く。
- (3) 本委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

第3条 役員選考委員会、役員選考正副委員長の任務

- (1) 役員選考委員は、役員候補として適当と思われる会員の選考に当たる。
- (2) 役員選考委員長は、委員会を代表し、選考の経過を総委員会に報告し、承認を得て総会で報告する。
- (3) 委員長不在の場合は、副委員長が代行する。

第4条 本細則は、総委員会の議を経て、改廃し総会に報告する。

慶弔規定

- 1 本規定は、会員の慶弔に際して、PTAとしてその意を表すことを目的とする。
- 2 慶弔に際しての金額等は、下表の通りとする。

(1)

		死 亡		盆	
		香 料	参列者	盆 供	参列者
役員・職員	本 人	10,000	正副会長・庶務	2,000	正副会長
	配偶者	5,000	同 上	2,000	同 上
	実父母	2,000	同 上	1,000	同 上
会 員		5,000	同 上	2,000	同 上
生 徒		5,000	同 上	2,000	同 上

- (2) 生徒の疾病（1週間以上の入院）の見舞金は2,000円とする。
- (3) 上記以外の慶弔・不慮の災害等の場合は、正副会長の協議により決定する。

- 3 本経費は、PTA会計（慶弔費）より支出する。